

養育医療の対象となる方へ

国保年金課

稲沢市では、養育医療を受けられた場合に、所得に応じて御負担いただく養育医療自己負担金について、子ども医療費として助成させていただきます。

別添の「子ども医療費支給申請書」及び「委任状」を保健センターに御提出いただきますと、養育医療自己負担金を一度立て替えてお支払いしていただくことなく、国保年金課から直接保健センターに養育医療自己負担金としてお支払いさせていただきます。

なお、養育医療を利用せず、子ども医療費受給者証だけを利用して受診された場合は、食事代は自己負担となりますので御了承ください。

問合先 市民福祉部国保年金課医療グループ

電話 0 5 8 7 - 3 2 - 1 3 2 5 （ダイヤルイン）